

令和3年度

いの町

保育園・認定こども園入園申込案内



★必要書類が整っていない場合は受付できませんので、必ず内容をご確認ください。

★申込受付日が決まっていますので、ご注意ください。

いの町教育委員会事務局 TEL:088-893-1922

〒781-2192 いの町 1700 番地 1

吾北教育事務所 TEL:088-867-2133

〒781-2401 いの町上八川甲 2010 番地

本川教育事務所 TEL:088-869-2331

〒781-2601 いの町長沢 123 番地 12

目 次

1. 認定の種類と保育の必要性について	1
2. 教育認定・保育認定について	2
3. 園での生活について	3
4. 入園申込みについて	4
5. 申込み時の提出書類について	5
6. 令和3年4月1日入園希望者申込み受付について	6
7. 体験入園及び説明会について	7
8. 利用者負担額について	8
9. 選考基準について	11
10. 本川へき地保育園について	12
保育園・認定こども園一覧	13

と じ こ み

○令和3年度幼稚園・保育園・認定こども園利用希望申込書
（兼 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書）

○入園申込添付書類

- *就労証明……………2枚
- *求職活動申立書兼誓約書……………1枚
- *食物アレルギー対応指示書（様式1）……………1枚
- *食物アレルギー対応食確認表（様式2）……………1枚

○令和3年度いの町立本川へき地保育園利用希望申込書

○いの町保育園・認定こども園位置図

1. 認定の種類と保育の必要性について

◆認定の種類

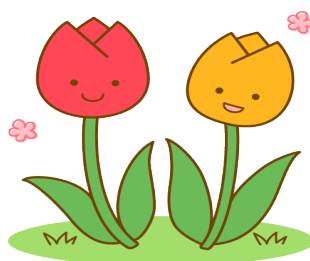
各施設を利用するためには、認定を受ける必要があります。保護者の就労等の状況により町が認定します。

	認定こども園	保育園
内容	幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設	就労等の理由により家庭で保育ができない保護者に代わりお子さんを保育する施設
認定	1号認定	2号認定（3～5歳） または 3号認定（0～2歳）
対象	4月1日現在、満3歳以上の就学前児童	保育を必要とする事由に該当する世帯の就学前児童

◆保育の必要性

2号認定・3号認定（保育の利用に必要な認定）を受けるためには、保護者がいずれかの事由に該当する必要があります。

保育を必要とする事由	入園期間
月48時間以上の就労	小学校就学前まで
妊娠・出産	産前産後2ヶ月
疾病・障害	医師の診断書等に記載されている期間
親族の看護・介護	
災害復旧	復旧に要する期間
求職活動	3ヶ月（※最長6ヶ月まで）
就学	卒業または修了の日まで
育児休業（継続児のみ）	育児休業終了日まで
その他町長が認める事由に該当する場合	町長の認める期間



2. 教育認定・保育認定について

◆教育認定時間

1号認定（3歳以上）を受ける方は、保護者の就労等の有無に関わらず、教育標準時間（6時間）となります。

◆保育認定時間

2号認定（3～5歳）・3号認定（0～2歳）を受ける方は、勤務時間により「保育標準時間（11時間利用）」または「保育短時間（8時間利用）」に区分されます。

保育を必要とする事由	認定時間	
就 労	標準時間 〔就労時間が1ヶ月 120時間以上〕	短時間 〔就労時間が1ヶ月 48時間以上 120時間未満〕
妊娠・出産・疾病・障害 看護・介護・災害復旧・就学	状況に応じて標準時間・短時間に区分	
求職活動・育児休業中	短時間	

※短時間認定の方も就労形態により標準時間となる場合があります。

◆認定区分による利用可能時間（イメージ）

①公立保育園

7:30	8:00		16:00	18:30
		保育短時間で利用可能な時間（8時間）		
		保育標準時間で利用可能な時間（11時間）		

* 神谷保育園は開園時間が7時となります。

②私立保育園

7:00	7:30	8:00		16:00	18:00	19:00
			保育短時間で利用可能な時間（8時間）			
			保育標準時間で利用可能な時間（11時間）			延長 保育

③認定こども園

7:30	8:00		14:00	16:00	18:30
		教育標準時間（6時間）			
		保育短時間で利用可能な時間（8時間）			
		保育標準時間で利用可能な時間（11時間）			

3. 園での生活について

◆園での一日

園によって多少の違いはありますが、おおむね下記のとおりです。

◆給食

3歳未満児については主食及び副食給食、3歳以上児は副食給食となっています。
そのため、3歳以上児は主食を持参していただきます。

(あいの保育園は別に主食費を徴収し、完全給食となっています。)



[園での1日の流れ]

*月～金曜日

	乳児組（3号認定）	幼児組（1号認定、2号認定）	
開園	7:30～	7:30～ 受け入れ、視診（2号）	
登園	受け入れ、視診	8:00～ 受け入れ、視診（1号）	
活動	9:00 好きな遊び 朝のおやつ 課題遊び 散歩 絵本読み聞かせ等	9:00 持ち物の整頓 自ら選んで行う活動 学級・園全体で行う活動 課題活動等	
給食	11:30 給食準備・給食	11:30 配膳・給食	
午睡	13:00 午睡	13:00 (1号認定) 絵本読み聞かせ等・ 降園活動	13:00 (2号認定) 絵本読み聞かせ等・ 午睡
	15:00 目覚め・午後のおやつ 好きな遊び	14:00 降園	15:00 目覚め・おやつ 自ら選んで行う活動
降園	16:00 順次降園	16:00 順次降園	
閉園	18:30	18:30	

* 神谷保育園は開園時間が7時となります。

* 伊野保育園・あいの保育園は開園時間が7時、閉園時間が19時となります。

◆土曜保育

土曜日の保育時間は、認定こども園ごほくが 18 時 30 分まで、あいの保育園は 15 時まで、それ以外の園は 12 時 30 分までとなります。

◆休園

日曜日及び祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 3 日）は休園日となります。

※1 号認定の方は上記に加え、土曜日が休みとなります。また、春休み、夏休み、冬休みがあります。

◆ならし保育（2・3号認定者）

新規入園児については、入園後にならし保育を実施しています。

ならし保育の期間はお子さんの慣れ具合によって異なりますので、入園後に園と相談してください。

4. 入園申込みについて

◆申込みのできる児童

いの町に居住し、「住民登録をしている世帯」を対象とし、1号・2号・3号認定を受けた児童となります。転入予定である場合も申込みをすることができますが、転入されるまでは対象外となります。

また、町外施設への入園をご希望の場合は「広域入所」という制度がありますので、詳しくはいの町教育委員会事務局までお問い合わせください。

◆申込み方法

4 月 1 日入園希望者は、利用希望申込書に記入し、必要書類を添付のうえ、受付日にお越しください。※詳しい受付日程は7ページ一覧をご覧ください。

◆月途中入園・月途中退園

月初日からの入園となりますが、保育の緊急性が高いと思われる場合は、月途中での入園が可能です。また、月途中で入園または退園した場合は、日割計算での利用料となります。

◆入園可能月（2・3号認定者）

入園が可能となる月は下記のとおりです。

就労等開始日	入園可能月
1 日～1 4 日	就労等開始月の前月～
1 5 日～月末	就労等開始月～

例：5 月 1 日復職または就労予定の場合 ⇒ 4 月入園の申込みが可能

例：5 月 20 日復職または就労予定の場合 ⇒ 5 月入園の申込みとなります

（※4 月入園の申込みはできません）

◆年度途中入園希望者申込み受付

年度途中の入園希望者につきましては、入園希望月の2ヶ月前から下記のとおり受付を行います。

※入園希望者が多数の場合、優先度の高い児童から入園可能となります。

入園希望月	受付締切日	入園希望月	受付締切日
5月	令和3年3月31日(水)	11月	令和3年9月30日(木)
6月	令和3年4月30日(金)	12月	令和3年10月29日(金)
7月	令和3年5月31日(月)	1月	令和3年11月30日(火)
8月	令和3年6月30日(水)	2月	令和3年12月28日(火)
9月	令和3年7月30日(金)	3月	令和4年1月31日(月)
10月	令和3年8月31日(火)		

5. 申込み時の提出書類について

(添付書類が整っていない場合は受付ができませんので、ご注意ください!)

申込書はお子さん1人につき1枚提出してください。(添付書類は1枚で可)

1号認定

①利用希望申込書

②課税証明書(令和2年1月1日現在の町の町に住所がない方のみ)

※コピー可。既に提出いただいている場合は不要です。

③食物アレルギー対応指示書・食物アレルギー対応食確認表

(園において除去食対応等の必要な方は必須)

④その他(状況に応じ提出をお願いする場合があります)

2・3号認定

①利用希望申込書

②保育を必要とする事由に応じた下表に記載された必要書類

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書
妊娠・出産	母子手帳の写し ※表紙と出産予定日の記載ページ
疾病・障害	診断書、身体障害者手帳等、状態を証する書類
親族の看護・介護	
災害復旧	罹災証明書の写し
求職活動	①ハローワークカード等、求職活動を証する書類 ②求職活動申立書兼誓約書 ※入園承諾期間は3ヶ月です。以降は、1回に限り延長が可能です。
就学	就学を証する書類
育児休業(継続児のみ)	育児休暇期間が記載された就労証明書

(次ページへ続きます)

③課税証明書（令和2年1月1日現在の町の住所がない方のみ）

※コピー可。既に提出いただいている場合は不要です。

④食物アレルギー対応指示書・食物アレルギー対応食確認表

（園において除去食対応等の必要な方は必須）

⑤その他（状況に応じ提出をお願いする場合があります）

～お申込みの際には、下記の3点を必ずお持ちください～
（保育園・認定こども園へ新規申込者のみ）

①本人確認書類（申込書提出者のみ）

②個人番号カードまたは通知カード（家族全員分）

③印鑑

※本人確認書類をお持ちでない場合は申込書の受付ができません。

・本人確認できるもの（官公署発行の顔写真付証明書）

運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード・身体障害者手帳・療育手帳・パスポート・外国人登録証明書

・上記以外の場合は、下記のいずれか2点が必要です

健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書・診察券・キャッシュカード等

6. 令和3年4月1日入園希望者申込み受付について

令和3年度新入園児並びに継続児の申込み受付日は別表のとおりです。

（注意事項！）

- ①次ページの受付は4月1日からの入園希望者のみです。年度途中の入園希望者の受付は行いません。
新入園児については、該当するお子さんと一緒にお越しください。
- ②入園承諾は、受付先着順で決定するものではありませんので、入園希望園の受付時間内にお越しください。
- ③受付日を過ぎた時は随時受付を行いますが、希望する園に欠員が生じた場合の選考対象となります。
- ④入園児数等の状況により、混合保育を行う場合があります。
- ⑤郵送による受付は行っていません。
- ⑥書類が整っていない場合は受付できません。



令和3年度4月入園受付日程表

保育園名	定員	対象児年齢	受付日	受付時間	申請受付場所
伊野保育園 ☎892-0303	120	令和2年12月1日 以前に生まれた乳幼児	令和2年 11月24日(火)	15:00~ 18:30	伊野保育園
あいの保育園 ☎891-6400	120	令和3年1月1日 以前に生まれた乳幼児	令和2年 11月26日(木)	15:00~ 18:30	あいの保育園
天神保育園 ☎893-2417	90	令和2年10月1日 以前に生まれた乳幼児	令和2年 11月27日(金)	15:30~ 18:30	天神保育園
神谷保育園 ☎893-2532	30	令和2年10月1日 以前に生まれた乳幼児	令和2年 11月30日(月)	15:30~ 18:30	神谷保育園
川内保育園 ☎892-1099	60	令和元年10月1日 以前に生まれた乳幼児	令和2年 12月8日(火)	16:00~ 18:30	川内保育園
八田保育園 ☎892-2255	30	令和元年10月1日 以前に生まれた乳幼児	令和2年 12月14日(月)	16:00~ 18:30	八田保育園
本川へき地保育園 ☎869-2232	25	令和2年4月1日 以前に生まれた乳幼児	令和2年 12月1日(火)~ 12月25日(金)	8:30~ 17:15	本川教育事務所 本川へき地保育園

認定こども園名	定員	対象児年齢	受付日	受付時間	申請受付場所
認定こども園 えだがわ ☎893-0108 ☎892-2254	235	令和2年10月1日 以前に生まれた乳幼児	令和2年 12月1日(火)	13:30~ 18:30	認定こども園 えだがわ
認定こども園 ごほく ☎868-2364	60	令和2年11月1日 以前に生まれた乳幼児	令和2年 12月11日(金)	16:00~ 18:30	認定こども園 ごほく

7.体験入園及び説明会について

各施設では、新規入園児を対象とした体験入園及び説明会を下記の日時で実施しますので、ぜひご参加ください。

施設名	日	時
認定こども園 ごほく	令和3年2月1日(月)	9:30~11:00
川内保育園	令和3年2月5日(金)	9:30~11:00
八田保育園	令和3年2月5日(金)	9:30~11:00
神谷保育園	令和3年2月10日(水)	9:30~11:00
伊野保育園	令和3年2月10日(水)	9:30~11:00
天神保育園	令和3年2月16日(火)	9:30~11:00
あいの保育園	令和3年2月16日(火)	9:30~11:00
認定こども園 えだがわ	令和3年2月17日(水)	9:30~11:00
本川へき地保育園	令和3年2月18日(木)	9:30~11:00

※在園児の登園で混み合いますので、9時15分以降の来園にご協力をお願いします。

8. 利用者負担額について

◆利用料の決定

利用料は保護者の市町村民税所得割課税額が算定基準となります。4月から8月分までは令和2年度分、9月から3月分までは令和3年度分の課税額により決定します。

利用料については、4～8月分・9～3月分に分けてお知らせします。

◆算定スケジュール（予定）

月	決定月	基準となる課税額
4～8月分	4月中旬	令和2年度市町村民税所得割課税額
9～3月分	9月中旬	令和3年度市町村民税所得割課税額

父母の収入で生計を維持できないと判断される場合（生活保護法による年間の最低基準以下の場合）は同一家屋に居住する祖父母のいずれか収入の多い方の課税状況を合算して決定します。

※ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は別世帯と見なします。

- (1) 当該家屋について、区分登記が可能な場合
- (2) 当該家屋について、居住可能な独立した生活空間(居室、台所、トイレ等)が別々に確保されている場合
- (3) 当該家屋において、生活していく上で必要な公共料金(電気、ガス使用料、水道料、固定電話料等)が別々に請求され、支払いがされている場合

◆利用料の更正

確定申告（修正申告等）をされ、市町村民税が変更となった場合や、家庭状況（家族構成、就労状況等）に変更があった場合は、利用料が変更になる場合がありますので、教育委員会事務局へ必ず届出してください。

◆月途中の入園・退園の利用料

利用料は、「月額×在籍日数÷25日」で計算します。（10円未満切り捨て）

◆利用料の口座振替日

12月を除いて毎月末となっています。（12月分…12月27日）

※振替日が土・日・祝日にかかる場合は翌日となります。（3月は除く）

◆滞納処分

督促状送付のほか、電話や文書による催告を行っておりますが、納付いただけない場合は、滞納処分として財産の差押えを執行することとなります。

◆納付方法

原則口座振替となりますので、必ず金融機関にて口座振替の手続きを行ってください。

口座振替取扱金融機関

四国銀行・百十四銀行・高知銀行・高知信用金庫・四国労働金庫
ゆうちょ銀行・コスモス農協・土佐れいほく農協



令和3年度 月額利用料基準額表(案)

階 層 区 分		3歳児未満		
		標準時間	短時間	
第 1 子	A	生活保護世帯	0	0
	B	市町村民税非課税世帯	0	0
	C	所得割課税額 48,600円未満	19,500	19,300
	D1	所得割課税額 48,600円～57,000円未満	25,300	24,900
	D2	所得割課税額 57,000円～97,000円未満	28,400	28,000
	D3	所得割課税額 97,000円～111,600円未満	32,100	31,600
	D4	所得割課税額 111,600円～169,000円未満	39,000	38,400
	D5	所得割課税額 169,000円～209,500円未満	46,000	45,300
	D6	所得割課税額 209,500円～301,000円未満	50,000	49,200
	D7	所得割課税額 301,000円～397,000円未満	54,000	53,100
D8	所得割課税額 397,000円以上	55,200	54,300	

◆3歳以上のお子さんは無料となります。

◆ひとり親世帯・在宅障害児者のいる世帯で、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である世帯

第1子は9,000円（3歳児未満）、第2子以降は無料となります。

◆上記の非課税世帯及びひとり親世帯等以外の世帯においては、第2子は無料または半額、第3子以降は無料となります。

区分	住民税所得割額	扶養しているお子さんの カウントの範囲	軽減区分
第2子	57,700円未満世帯 (基準額表C～D2の一部)	年齢制限なし	無料
	57,700円以上世帯 (基準額表D2の一部～D8)	18歳未満 (当該年度4月1日時点)	上記基準額表負担額の 半額
第3子以降	制限なし	18歳未満 (当該年度4月1日時点)	無料

9. 選考基準について

入園希望者が多数の場合、下記の基準により選考のうえ入園の決定を行います。

保護者の状況	細目	指数
就労 実働時間(時間外就労を除く)により、細目を区分する。	月140時間以上就労・就学を常態としているもの	20
	月120時間以上140時間未満就労・就学を常態としているもの	18
就学 休憩及び通学時間を除き、保育にあたることができない 日数及び時間をもとに細目を区分する。	月100時間以上120時間未満就労・就学を常態としているもの	16
	月80時間以上100時間未満就労・就学を常態としているもの	14
	月48時間以上80時間未満就労・就学を常態としているもの	12
疾病・障害	療育手帳、身体障害者手帳、介護保険被保険者証の認定要介護者、 精神障害者保健福祉手帳	20
	通院(入院)証明書の意見書 1. 保育困難	20
	通院(入院)証明書の意見書 2. 保育が一部困難	15
	通院(入院)証明書の意見書 3. 日常生活に特に支障なく、保育可能	10
	自宅療養 1. 保育困難	10
	自宅療養 2. 日常生活に特に支障なく、保育可能	5
介護・看護	介護される人の要介護度が要介護3～5	20
	介護される人の要介護度が要支援1・2、要介護1・2	15
妊娠・出産	出産予定日の前後2か月間	5
災害復旧等	風水害、火災、地震等の被災等	40
求職活動	求職活動をしている(就労未定)	5
調整加算点数		指数
ひとり親世帯(同居者または援助者がいない場合)		40
継続児童(保育を必要としていること)		10
自家用車での送迎が不可能である		10
入園を希望する同一の施設に在園している児童(きょうだい)のいる世帯または入園申込児が2名以上いる		10
保育士として就労(内定)している場合		10
保護者の勤務が不規則である		5
保育料滞納世帯	3か月以上の滞納がある場合、もしくは3か月以上にわたり納付約束 を履行しない場合	-20
指数が同点の場合の決定基準		指数
保護者の合計就労時間	比較世帯のうち、1番目に長い世帯	10
	比較世帯のうち、2番目に長い世帯	5
	比較世帯のうち、3番目に長い世帯	3
保育の必要時間	比較世帯のうち、1番目に長い世帯	10
	比較世帯のうち、2番目に長い世帯	5
	比較世帯のうち、3番目に長い世帯	3
希望施設	居住地の校区内に所在する施設希望	5
	居住地の校区内の小学校にきょうだい児が通学している	5
勤務日	土曜日が勤務日である	5

10. 本川へき地保育園について

◆申込みのできる児童

いの町に居住し、「住民登録をしている世帯」を対象とし、2号・3号認定を受けた児童となります。転入予定である場合も申込みをすることができますが、転入されるまでは対象外となります。

◆申込み方法

別紙申込書を受付期間内に提出してください。

受付期間	令和2年12月1日（火）～12月25日（金）
受付場所	本川教育事務所・本川へき地保育園
受付時間	8：30～17：15

◆利用料の決定

利用料は保護者の市町村民税所得割課税額が算定基準となります。4月から8月分までは令和2年度分、9月から3月分までは令和3年度分の課税額により決定します。

利用料については、4～8月分・9～3月分に分けてお知らせします。

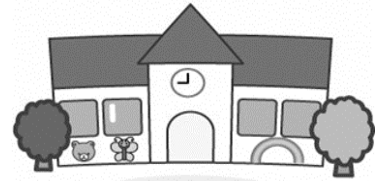
◆算定スケジュール（予定）

月	決定月	基準となる課税額
4～8月分	4月中旬	令和2年度市町村民税所得割課税額
9～3月分	9月中旬	令和3年度市町村民税所得割課税額

◆3歳未満月額利用料

区分	住民税所得割額	扶養しているお子さんのカウントの範囲	月額利用料
第1子			8,000
第2子	57,700円未満世帯	年齢制限なし	無料
	57,700円以上世帯	18歳未満 (当該年度4月1日時点)	4,000
第3子以降		18歳未満 (当該年度4月1日時点)	無料

※3歳以上のお子さん及び3歳未満の非課税世帯のお子さんは無料となります。



保育園・認定こども園一覧

保育園名	所在地	定員	電話番号	運営主体	対象児	開園時間
八田保育園	いの町 八田 848	30	892-2255	いの町	満1歳半～	7:30～ 18:30
川内保育園	いの町 鎌田 204	60	892-1099	いの町	満1歳半～	7:30～ 18:30
天神保育園	いの町 1255-1	90	893-2417	いの町	満6ヶ月～	7:30～ 18:30
神谷保育園	いの町 神谷 1508	30	893-2532	いの町	満6ヶ月～	7:00～ 18:30
伊野保育園	いの町 元町 31	120	892-0303	社会福祉法人 伊野厚生事業協会	満4ヶ月～	7:00～ 19:00
あいの保育園	いの町 天王南 1-1-1	120	891-6400	社会福祉法人 はってん福祉会	満3ヶ月～	7:00～ 19:00
本川へき地保育園	いの町 長沢 4-2	25	869-2232	いの町	満1歳～	8:00～ 18:00

認定こども園名	所在地	定員	電話番号	運営主体	対象児	開園時間
認定こども園 えだがわ	いの町 枝川 5811	235	892-2254 893-0108	いの町	満6ヶ月～	7:30～ 18:30
認定こども園 ごほく	いの町小川 西津賀才 553	60	868-2364	いの町	満5ヶ月～	7:30～ 18:30

(土曜保育) 12:30まで ⇒ 八田・川内・天神・神谷・伊野 各保育園

認定こども園えだがわ

15:00まで ⇒ あいの保育園

18:30まで ⇒ 認定こども園ごほく

休園 ⇒ 本川へき地保育園